



町方地域復興まちづくり懇談会を開催します

左記のとおり「第4回町方地域復興まちづくり懇談会」を開催しますので、多数のご参加をお願いします。

- 日時 3月23日(土) 10時～12時 上町・本町(区画整理) 14時～16時
- 場所 本町・末広町・大町の一部(区画整理) 【3月24日(日)】 10時～12時 栄町・須賀町(防災集団移転) 14時～16時
- 内容 各事業の計画概要・スケジュール・その他

土地区画整理事業区域内の土地の買取りについて

町は、区画整理事業区域内において、土地の買取り申請を受け付けています。買い取った土地については、事業の効率化や災害公営住宅用地、または防集移転団地を整備する用地としますので、希望する人は都市整備課までご連絡ください。

第3回大槌町都市計画審議会が開催されました

第3回都市計画審議会が2月5日に開催され、赤浜地区と吉里吉里地区の土地区画整理事業の施行区域を拡大する町の案を了承しました。

この変更により赤浜地区は5.5ヘクタールから7.6ヘクタールへ、吉里吉里地区は8.4ヘクタールから9.1ヘクタールへと変更になります。拡大された区域は、道路の整備や沿道土地利用などに有効活用されます。

第4回大槌町都市計画審議会を開催について

町は、復興まちづくりに係る議案を審議してもらうため、第4回都市計画審議会を開催いたします。

なお、都市計画審議会を傍聴する事が出来ません。傍聴を希望される人は、開催時間までに会議室前へお越しください(会場の関係で人数制限があります。その他、傍聴するにあたって順守して頂くことがあります)。

- 日時 3月15日(金) 午前10時～
- 場所 中央公民館 3階大会議室
- 議案 寺野公園 町方(大町)公園、安渡公園の廃止について
- 内容 都市計画道路町方大ケ口線の変更について

●都市整備課 Tel 0193(42)8723
 ●区画整理班：町方、沢山
 ●市街地再生班：赤浜、安渡、小枕、伸松
 ●都市計画班：吉里吉里、浪板

大槌デザイン会議の地区別ワーキンググループ委員が決まりました

景観まちづくりに関する重要事項を審議する大槌デザイン会議を設置するにあたり、町方、沢山、安渡、赤浜、小枕・伸松、吉里吉里、浪板の各地区別ワーキンググループ委員を2月1日まで公募していましたが、各地区複数名の委員が決定しました。多数の応募をありがとうございました。

今後、復興基本計画に示された町の将来像「海の見えるつい散歩しつたくなるこだわりのある美しいまち」の実現に向け、議論していきますので、よろしくお願ひします。

なお、第1回大槌デザイン会議および地区別ワーキンググループ会議を同日で開催いたします。

なお、会議を傍聴する事が出来ません。傍聴を希望する人は、開催時間までに会議室前へお越しください(会場の関係で人数制限があります。傍聴するにあたり、順守して頂くことがあります)。

- 日時 3月14日(木) 午後6時から
- 場所 大槌町役場多目的会議室 (旧大槌小学校体育館)

防災集団移転促進事業区域の情報提供のお願い

町は、防災集団移転促進事業にかかるとる区域に住宅用の宅地などを所有しておられた地権者に、昨年10月末から順次価格のお知らせ通知書を送付していますが、いまだ、価格のご通知を送送できていない土地が多数存在しており、土地所有者様やご家族等関係者の方々に、大変ご迷惑、ご心配をおかけしておりますことを、深くお詫ひいたします。

現在、町は、住所確認や相続関係者の確認など、通知をお送りするための作業を続けておりますが、防災集団移転促進エリアに住宅地などの土地をお持ちで、まだ価格の通知が届いていない方がおられましたら、大槌町都市整備課までご連絡いただけますようお願いいたします。

小枕・伸松地域復興まちづくり懇談会を開催します

左記のとおり「第4回小枕・伸松地域復興まちづくり懇談会」を開催しますので、多数のご参加をお願いします。

- 日時 3月15日(金) 19時～21時
- 場所 中央公民館 3階大会議室
- 内容 防災集団移転促進事業について、その他

商工労政課からのお知らせ

産業再生特区の税制優遇についてお知らせします

県は、復興推進に取り組む事業者を支援するため、東日本大震災復興特別区域法に基づき「岩手県産業再生復興推進計画(産業再生特区)」を策定しています。これにより、市町村ごとに設定した産業再生区域内で、県が指定している産業を営む事業者が新規投資や被災者雇用などの一定要件を満たし、県から事業計画などの指定を受けることにより、税制の優遇措置などを受けられる場合があります。

■産業再生特区の主な優遇措置

- ①工場などを取得した場合の特別償却または法人税額などの特別控除
- ②被災雇用者などを雇用した場合の法人税額などの特別控除
- ③新規立地促進税制(新規立地新設企業を5年間無税とする措置)
- ④開発研究用資産の特別償却など※①～④は国税の税制優遇措置です。
- ⑤地方税(事業税、不動産取得税、固定資産税)の減免
- ※⑤は①、③、④のいずれかの指定を受けていなければ該当なりません。

■県が指定している産業

セメント、鉄鋼、電子機械製造、輸送用機械器具、医薬品、情報サービス、木材、環境負荷低減エネルギー、観光、食品、水産、農業に関する産業。

※制度の詳細については、岩手県のホームページ内の復興関連情報ポータルサイト「いわて復興ネット」(産業再生特区)でご確認ください。

●岩手県復興局産業再生課 Tel 019(629)6931
 商工労政課 Tel 0193(42)8725